

ず、所得税の源泉徴収税額が多くなる場合がありますので注意してください。

社会保険料(国民年金保険料) 控除証明書

国民年金保険料は、納付した全額が所得税・市県民税等の社会保険料控除の対象となりますが、年末調整や確定申告で国民年金保険料を申告する場合は、1年間に納付した国民年金保険料の額を証明した社会保険料(国民年金保険料)控除証明書または領収書の添付が必要になります。

そのため1年間に納付した国民年金保険料の額を証明する控除証明書が、11月上旬に日本年金機構から送付されますので、申告を行うまで大切に保管してください。

なお、家族の国民年金保険料を納付した場合も、本人の社会保険料控除に加えることができます。

詳しくは、控除証明書専用ダイヤル(☎0570-070-117)へ。

年金出張相談所

▼とき 11月24日(水)、12月22日(水) 10時から15時まで

▼ところ 市民窓口グループ

ロビー

▼募集人数 20人

▼申込方法 相談開設日の10日前までに年金相談受付票による予約(電話予約可)をしてください。

ねんきん定期便等相談所

社会保険労務士による出張相談所を開設します。

▼とき 毎週木曜日 9時から15時まで

▼ところ 市民窓口グループ

ロビー
▼申込方法 当日先着順に受付ますので「ねんきん定期便・特別便」に同封してある書類、印鑑、年金手帳または年金証書など参考書類を持参してください

問い合わせ先

市民窓口グループ国民年金班(☎内線232)または有明支所(☎内線504)

不用品の交換

おゆずりします

陸上スパイクシューズ(女子用26センチ)、洋服たんす、鏡台、車いす、そろばん(5丁)、二段ベッド

おゆずりください

冷蔵庫、業務用かき水機、ミニバイク、自転車(大人用)

父子家庭に対する制度について



これまで、母子家庭のみを対象としていた「児童扶養手当」および「福祉医療費制度」が次のとおり父子家庭へも拡大されます。

児童扶養手当

- 対象となる人…次の①～⑤のいずれかの子ども(18歳に達した日以後の最初の3月31日までの間にある人)を監護し、かつ、生計を同じくする父
 - ①父母が婚姻を解消した子ども
 - ②母が死亡した子ども
 - ③母が一定程度の障がいの状態にある子ども
 - ④母の生死が明らかでない子ども
 - ⑤その他(母が1年以上遺棄している子ども、母が1年以上拘禁されている子どもなど)
- 支給額…子どもの人数、父や同居の親族の所得状況により決定(所得制限があるため、支給できない場合があります)
- 支給方法…4月、8月、12月の年3回の口座振込
- 受付と支給開始月…平成22年8月2日から随時受付中
 - 平成22年7月31日までに対象となった人
 - 11月30日までに申請すれば「8月分」から支給
 - 平成22年8月1日以降11月30日までに対象となった人
 - 11月30日までに申請すれば「対象となった日の翌月分」から支給
- ※11月30日を過ぎた場合、申請の翌月分からの支給となります

手続きに必要なもの

- ①受給資格者および子どもの戸籍謄本と住民票
- ②受給資格者の印鑑
- ③受給資格者名義の通帳
- ④平成22年1月1日現在で市内に住んでいなかった人は本人・扶養義務者などの所得課税証明書
- ※養育状況により、別途提出書類が必要な場合があります

福祉医療費制度

- 対象となる人…国民健康保険または社会保険の加入者で、児童扶養手当の対象者①～⑤のいずれかの子ども(18歳未満または20歳未満の高校生)を監護し、かつ生計を同じくしている父およびその子ども
- 受付…平成22年11月1日(月)から受付開始
- 支給対象月…平成22年12月1日以降受診分
- 手続きに必要なもの
 - ①受給資格者の健康保険証
 - ②受給資格者の印鑑
 - ③受給資格者名義の通帳
 - ④受給資格者および子どもの戸籍謄本と住民票
 - ⑤平成22年1月1日現在で市内に住んでいなかった人は本人・扶養義務者などの所得課税証明書
 - ※④、⑤については、すでに児童扶養手当の認定請求をされている場合は不要

申請・問い合わせ先…こども支援グループこども家庭班(☎内線278)または有明支所(☎内線506)

◎今月の子育て行動目標 「島原市次世代育成支援行動計画」の基本目標から抜粋

“子どもの人権を守るために”家庭でできること

- 一人ひとりが身近な子どもに心を開いて話を聞いてあげましょう
- 幼い頃から命の大切さを教え、善悪のけじめをしっかりと身につけさせましょう
- 親の行動を見て子どもが育つことを自覚し、毎日の生活を送りましょう
- 子どもが愛されていると実感できるよう、コミュニケーションをとりましょう
- 子どもとの関わり方に困ったら、一人で悩まずに身近な人に相談しましょう
- 子どもの表情やけがなどで気になることがあれば、関係機関に相談しましょう

11月は、「児童虐待防止推進月間」です

